

船舶海洋技術賞に関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認
平成 24 年 3 月 16 日理事会承認
平成 24 年 7 月 26 日理事会承認
平成 27 年 1 月 23 日理事会承認
令和 2 年 1 月 31 日理事会承認

1. 船舶海洋技術賞

わが国の船舶海洋技術又は学術の進歩発展に顕著な貢献のあった人に対し船舶海洋技術賞を授与する。

2. 選考委員会

- (1) 船舶海洋技術賞受賞者の選考のため、船舶海洋技術賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を設ける。
- (2) 選考委員会の委員長及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。委員の氏名は公表しない。
- (3) 選考委員の任期は、委員会組織後定時総会までとするが、重任は妨げない。

3. 選考方法

- (1) 研究企画委員会の委員は、受賞候補者を 1 名選び、選考委員会へ推薦することができる。
- (2) 代議員は、3 名以上の連署をもって受賞候補者を 1 名選び、選考委員会へ推薦することができる。
- (3) 受賞候補者の推薦は、別紙（様式）の推薦書に必要事項を記載のうえ、所定の期日までに会長宛に提出する。
- (4) 選考委員会は、受賞者の選考を行う。選考委員長と候補者が同じ組織に所属する場合は、委員長を他の委員から互選する。
- (5) 受賞者は、毎年 1 件 1 名を原則とするが、選考の結果適当な候補者がいない場合は、その年の授賞を見送ることがある。
- (6) 選考委員会は、毎年 3 月末日までに選考の結果を理事会に報告しなければならない。
- (7) 選考理由（落選を含む）は委員会内文書とし、保存期間を作成の日から 2 年間とする。

4. 授賞

授賞は定時総会または講演会において行う。

附 則

- (1) この内規は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
- (2) この内規の変更は、平成 24 年 3 月 16 日より施行する。
- (3) この内規の変更は、平成 24 年 7 月 26 日より施行する。
- (4) この内規の変更は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- (5) この内規の変更は、令和 2 年 2 月 1 日より施行する。